

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書 平成 16 年 9 月 28 日 04 - 制度 - 00039 <u>平成 26 年 9 月 24 日 一部改正</u> （以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）追加特約書 平成 16 年 9 月 28 日 04 - 制度 - 00039 沿革 （略） （以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）の追加特約を次のとおり締結するものとする。	
（対象契約） 第 1 条 この特約の対象は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技術提供特約書」という。）第 1 条に定める<u>対象契約</u>のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。 一 技術提供特約書第 1 条に定める<u>対象契約</u>のうち、<u>一の契約に輸出契約又は仲介貿易契約が含まれる場合であって、当該一の契約の契約金額が 10 億円以上のもの（ただし、仲介貿易契約に係る対価等（技術提供特約書第 2 条に定める「対価等」をいう。以下本追加特約において同じ。）の額が技術提供契約に係る対価等の額を超える場合、仲介貿易契約に係る対価等の額が、一の契約の契約金額の 50%以下で、かつ、技術提供契約に係る対価等の額が当該一の契約の契約金額の 10%以上のものに限る。）</u>	（対象契約） 第 1 条 この特約の対象は、貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）特約書（以下「技術提供特約書」という。）第 1 条に定める<u>技術提供契約等</u>のうち、次の各号のすべてに該当するものとする。 一 <u>次のいずれかに該当するもの</u> イ 技術提供特約書第 1 条に定める<u>技術提供契約</u>のうち、<u>貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 26 条第 1 項又は第 2 項の規定により技術提供契約とみなされるものであって、契約金額が 10 億円以上のもの</u> ロ 技術提供特約書第 1 条に定める<u>仲介貿易契約</u>のうち、<u>当該契約に含まれる仲介貿易貨物の代金の額が契約金額の 50%以下で、かつ、当該契約に含まれる技術の提供又はこれらに伴う労務の提供（以下「技術等の提供」という。）の対価の額が契約金額の 10%以上のものであって、契約金額が 10 億円以上のもの</u>	

新	旧	備考
二 フルターンキー契約その他設備の建設工事の請負契約であって、<u>一の契約の対価等の決済が、マイルストーンの達成時、一定期間の経過時その他の当該契約で定められた時点における技術等の提供の出来高並びに輸出貨物及び仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の船積額を当該契約の当事者間で確認することを条件に行われるもの。</u>	二 フルターンキー契約その他設備の建設工事の請負契約であって、<u>技術等の提供の対価並びに輸出貨物及び仲介貿易貨物（以下「輸出貨物等」という。）の代金の決済が、マイルストーンの達成時、一定期間の経過時その他の当該契約で定められた時点における技術等の提供の出来高及び輸出貨物等の船積額を当該契約の当事者間で確認することを条件に行われるもの。</u>	
（保険責任開始日） 第2条 前条に規定する<u>対象契約</u>に係る貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、輸出貨物等の<u>対価等</u>の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。	（保険責任開始日） 第2条 前条に規定する<u>技術提供契約等</u>に係る貿易一般保険約款（以下「約款」という。）第3条第2号のてん補危険の保険責任の開始日は、約款第11条第1項第2号の規定にかかわらず、輸出貨物等の<u>代金</u>の額が当該契約の当事者間で確認された日とする。	
（保険料） 第3条 第1条に規定する<u>対象契約</u>に係る技術提供特約書第6条に規定する金額は、次の各号の規定により算出した金額とする。 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ〔1〕2(1)④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ〔1〕1(1)②(i)に規定するX及び同規程Ⅱ〔1〕2(2)①(i)に規定するXは、保険契約締結日から（当日算入）輸出貨物等の最終船積予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積前日数」という。）とする。 なお、<u>対象契約</u>の契約書上に完成納期のみが定められ、	（保険料） 第3条 第1条に規定する<u>技術提供契約等</u>に係る技術提供特約書第6条に規定する金額は、次の各号の規定により算出した金額とする。 一 約款第3条第1号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、貿易保険の保険料率等に関する規程（平成16年7月2日 04 - 制度 - 00034。以下「保険料率等規程」という。）Ⅱ〔1〕2(1)④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ〔1〕1(1)②(i)に規定するX及び同規程Ⅱ〔1〕2(2)①(i)に規定するXは、保険契約締結日から（当日算入）輸出貨物等の最終船積予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積前日数」という。）とする。 なお、<u>技術提供契約等</u>の契約書上に完成納期のみが定め	

新	旧	備考
輸出貨物等を船積みすべき期日の定めがない<u>対象契約</u>にあつては、保険契約の締結に際し、甲が申告した日を輸出貨物等の船積期日とする。 二 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、保険料率等規程Ⅱ〔1〕2(1)④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ〔1〕1(1)②(ii)に規定するXは、<u>輸出契約及び仲介貿易契約に係る対価等の額</u>が当該契約の当事者間で確認された日から当該<u>対価等</u>の決済予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積後日数」という。）とし、同規程Ⅱ〔1〕2(2)②(iii)に規定する算式中「船積前期間の日数」とあるのは「追加特約船積前日数」と、「船積後期間の日数」とあるのは「追加特約船積後日数」とする。	られ、輸出貨物等を船積みすべき期日の定めがない<u>技術提供契約等</u>にあつては、保険契約の締結に際し、甲が申告した日を輸出貨物等の船積期日とする。 二 約款第3条第2号のてん補危険に係る保険料の計算に際して、保険料率等規程Ⅱ〔1〕2(1)④の規定に基づいて準用する同規程Ⅱ〔1〕1(1)②(ii)に規定するXは、<u>輸出貨物等の代金</u>の額が当該契約の当事者間で確認された日から当該<u>代金</u>の決済予定日までの日数（当該日数が30日未満の場合は30日。以下「追加特約船積後日数」という。）とし、同規程Ⅱ〔1〕2(2)②(iii)に規定する算式中「船積前期間の日数」とあるのは「追加特約船積前日数」と、「船積後期間の日数」とあるのは「追加特約船積後日数」とする。	
（特約の更新） 第4条 技術提供特約書第1条に規定する期間（以下「特約期間」という。）の満了する日の2月前の日から30日以内に甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約は同一条件で、1年間更新されたものとし、以後も同様とする。	（特約の更新） 第4条 技術提供特約書第1条に規定する期間（以下「特約期間」という。）の満了する日の2月前の日から30日以内に甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約は同一条件で、1年間更新されたものとし、以後も同様とする。	
2 技術提供特約書が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失うものとする。	2 技術提供特約書が効力を失ったときは、この特約も同時に効力を失うものとする。	
（特約又は約款の改正） 第5条 特約期間中に法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約又は約款を改正するものとする。	（特約又は約款の改正） 第5条 特約期間中に法又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約又は約款を改正するものとする。	

新	旧	備考
（特約又は約款の改定の申込等） 第6条 特約期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約又は約款の改定を申込むことができる。	（特約又は約款の改定の申込等） 第6条 特約期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約又は約款の改定を申込むことができる。	
2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、この特約を解除することができる。	2 日本貿易保険は、甲が前項の申込みに応じないときは、この特約を解除することができる。	
（他の手続事項） 第7条 この特約、技術提供特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。 上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 甲 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印 <u>附 則</u> <u>この改正は、平成26年10月1日から実施する。</u>	（他の手続事項） 第7条 この特約、技術提供特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は、日本貿易保険が定める。 上記のとおり特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。 年 月 日 甲 印 独立行政法人日本貿易保険理事長名 印 附 則 （略）	